

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 81 号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市民税室の項中「庶務係長」を「庶務係長 証明係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)